

Bird & Bird

# EU、AI法で合意

政治的合意からの主な洞察

2023年12月

# 目次

1	はじめに.....	3
2	最新の合意内容.....	4
2.1	どのAIシステムがAI法の対象となるのか？.....	4
2.2	すべてのAIシステムに課せられた義務とは？.....	4
2.3	AI法はリスクの高いAIシステムをどのように規制するのか？.....	5
2.4	AI法で禁止されるAIシステムとは？.....	6
2.5	AI法における汎用AIの規制は？.....	7
2.6	AI法はオープンソースモデルにも適用可能か？.....	9
2.7	著作権はAI法の対象か？.....	9
2.8	AI法はコンテンツモデレーションを要求するか？DSAとの関係は？.....	9
2.9	AI法に違反した場合の罰則は？.....	10
2.10	AI法はいつから適用されるか？.....	10
3	展望とタイムライン.....	12
4	コンタクト.....	13

人工知能法（「AI法」）の立法プロセスは2021年4月に開始され、12月6日から2023年12月8日にかけて行われた最後の政治的三者協議で重要な節目を迎えた。この臨時のマラソン会議での交渉では、いくつかの非常に争点となっていた問題が解決された。本稿では、この協定の主要な要素の概要と、その意味合いについての最初の評価を提供する。

# 1 はじめに

## 1.1 前提

入手可能な情報と、この初期評価は、以下の2つの要因から懐疑的に扱われるべきである。

- 現在のところ、AI法の新たな統合テキストも、今回の合意を決定的に示す公式声明もない。下記考察は、直接、または二次的な情報源からの様々な報告に基づいている。これらの情報の中には、相反する詳細を伝えているものもあるため、慎重に扱うことが重要である。
- 今後数週間で、特に政治合意の最終文書への翻訳など、さらなる進展が期待される。これから2024年2月までの間に、いくつかの技術的な三者交渉が行われる予定である。これらの交渉と、それに続く弁護士・言語学者の作業によって、先ごろ政治レベルで合意された主要な点が微調整されることが期待され、特定の条項のさらなる修正につながる可能性もある（詳細はセクション3を参照）。

## 1.2 アプローチ

本稿は、最終的な政治対話の結果について現在判明していることを反映したものである。クライアントからの情報に対する要望が大きいことを認識し、様々な情報源からの情報を分析し、統合した。そして、これらの結果を、2021年4月の欧州委員会の第一次草案（以下、「**欧州委員会の第一次草案**」）および2023年6月の欧州議会の交渉姿勢（以下、「**欧州議会の交渉姿勢**」）と比較した。<sup>1</sup>

この比較分析によって、2つの異なるカテゴリーのニュースを特定することができた：

- 最終的に、以前のAI法草案の規定と同一（または極めて類似した）形で合意された項目。これらの項目については、過去数ヶ月間にわたりすでに広く取り上げられている。
- 財団モデルを規制する段階的アプローチなど、交渉の最終段階で導入された新しい項目。

本稿は、すでにAI法について基本的な理解を持ち、その立法過程をざっと追ってきた方々を対象としている。

---

<sup>1</sup> 条文への言及はすべて、入手可能なAI法の最後の全文版、すなわちEPの交渉ポジションを参照している。条文を調べるには、このポジションのリーディング版を参照すると便利である。

## 2 最新の合意内容

### 2.1 どのAIシステムがAI法の対象となるのか？

交渉当事者は、OECDのAIの定義の改訂版を採択した。

「AIシステムとは、明示的または暗黙的な目的のために、受け取った入力から、予測、コンテンツ、推奨、または物理的または仮想的な環境に影響を与えることができる決定などの出力を生成する方法を推論する機械ベースのシステムである。AIシステムによって、その自律性と導入後の適応性のレベルは異なる。」

この定義は、欧州委員会の交渉見解の定義とは異なる。欧州委員会の第一次草案に見られたような「コンテンツ」という用語が再び導入され、それによって生成AIシステムが明確に包含されることになる。権利者の間では、生成AIはAI法の対象外である可能性があるとの意見があったが、これはEPの交渉段階の定義が、潜在的なアウトプットとして「コンテンツ」に明確に言及していなかったためである。

しかし、この改訂された定義は、特にAIシステムよりもソフトウェア全般に適用される可能性があるほど、著しく広範である。例えば、よく使われる例を挙げると、エクセルの基本的な関数でさえ、この定義に該当する可能性がある。最終的な条文が合意から乖離するのか、それとも今後発表されるリサイタルが少なくともAIのより正確な定義付けを提供するのか、注目される。

### 2.2 すべてのAIシステムに課せられた義務とは？

我々の知る限り、交渉の結果、すべてのAIシステムに対する義務に変更はなかった。EPの交渉見解にあるように、すべてのAIシステムは以下の6つの基本原則に従わなければならない。

- **人間の主体性と監視**：AIシステムは人間に奉仕し、人間の尊厳と自律性を尊重し、人間による制御と監視を可能にすべきである。
- **技術的堅牢性と安全性**：AIシステムは、被害を与える可能性を最小限に抑え、技術的問題への耐性が強く、悪意のある者による悪用されないよう設計されるべきである。
- **プライバシーとデータガバナンス**：AIシステムはプライバシーとデータ保護規則を遵守し、高品質で完全なデータを処理する必要がある。
- **透明性**：AIシステムは追跡可能で説明可能であるべきであり、ユーザーがAIと相互作用していることを明確にし、その能力、制限、権利を知らせる。
- **多様性、無差別、公平性**：AIシステムは、多様性、平等なアクセス、男女平等、文化的多様性を促進し、偏見や差別を避けるべきである。
- **社会と環境の幸福**：AIシステムは、個人への長期的な影響を評価しつつ、持続可能で環境に優しく、すべての人間にとって有益であるべきである。

## 2.3 AI法はリスクの高いAIシステムをどのように規制するのか？

### 高リスクの分類と義務

最近の三者協議では、欧州委員会と欧州議会の双方が最初に提案した、特定の高リスク分野の分類について合意がなされた。これらの分野には、教育、雇用、重要インフラ、公共サービス、法執行、国境管理、司法行政が含まれる。この合意は、社会的に重大な影響を及ぼす分野におけるAIの応用を注意深く監視し、規制するという共通のコミットメントを強調するものである。この協定はまた、以前の草案で説明された、適合性評価の実施、品質およびリスク管理システムの統合、登録、監視当局による事後市場監視など、リスクの高いシステムに対する義務もほぼ維持している。

### 高リスク分類用フィルターシステム

注目すべき強化点は、2023年10月の交渉で初めて導入された新しいフィルターシステムである。システムが一般的に高リスクシステムに分類されていても、以下の条件のいずれかに該当する場合、その分類は失われる。

- AIシステムは、「狭い分野でのタスク」（例えば、非構造化データを構造化データに変換する）のみを実行することを意図している。
- AIシステムは、以前に完了した人間の活動の結果を見直したり改善したりすることを意図している（つまり、人間の活動に単に付加的なレイヤーを提供する）。
- AIシステムは純粋に、意思決定のパターンや、以前の意思決定のパターンからの逸脱を検出することを目的としている（例えば、潜在的な矛盾や異常のフラグを立てる）。
- AIモデルは、重要なユースケース（ファイル処理など）に関連する評価の準備作業のみに使用される。

### 基本的人権の影響評価

EPの交渉ポジション（第29a条）で導入された、高リスクシステムの特定の導入者に対する基本的権利影響評価の実施義務の確認がある。この義務は、公共団体や、病院、学校、銀行、保険会社など、必要不可欠な公共サービスを提供する民間団体が、リスクの高いシステムを導入する場合に適用される。この義務は、このようなシステムの導入が基本的人権に合致することを保証することを目的としており、社会の重要な機能にAIを組み込む際には慎重かつ責任あるアプローチが必要であることを強調している。評価には、高リスクのAIシステムを使用するための導入者のプロセス、または意図される使用期間と頻度の説明が含まれる。

### 苦情を申し立てる権利

さらに重要な新展開は、市民がAIシステムに対して苦情を申し立て、自分の権利に影響を及ぼすリスクの高いAIシステムによる決定について説明を受けることができるようになったことだ。この措置は透明性と説明責任を強化し、個人がAI主導の決定を理解し、それに異議を唱えるためのメカニズムを提供する。この情報提供の権利に、基本的人権の影響評価（Fundamental Rights Impact Assessment）がどの程度含まれなければならないかは不明である。企業にとって、この情報の正確な範囲は、必要とされる立証の量を評価する上で極めて重要である。GDPR15条に従ったアクセス権の正確な範囲に関する当初の不確実性と同様である。

## 2.4 AI法で禁止されるAIシステムとは？

### 禁止システムに関する合意

先日の三者協議では、欧州委員会の第一次草案と欧州委員会の交渉ポジションの両方の要素を反映し、AIシステムに関するいくつかの禁止事項で合意に達した。合意された禁止事項には以下が含まれる。

- **人を操る技術（第5.1.a条）**：身体的または心理的危害を引き起こす可能性のある行動をとるよう、利用者を操作することを目的とした技術。
- **脆弱性を悪用するシステム（5.1.b）**：脆弱性を悪用するシステム（5条1項b号）：子どもや障害者など、社会的弱者をターゲットにし、その脆弱性を悪用するシステム。
- **機微な特徴に基づく分類（5.1.ba条）**：人種、政治的意見、宗教的信条などの微妙な特性に基づいて個人を分類するシステム。
- **ソーシャルスコアリング（5.1.c）**：透明でない基準に基づいて、個人の社会的行動や信頼性を採点するシステム。
- **予測的取り締まり（第5.1.da条）**：AIの予測に基づき、人が将来犯罪を犯す危険性のみを評価するように設計されたシステム。
- **顔画像の一括スクレイピングに基づくデータベース（第5.1.db条）**：インターネットやCCTVの映像から、対象を絞らない顔のスクレイピングによって顔認識データベースを作成または拡張するAIシステムの禁止。

### 禁止されているシステムの更新

禁止事項の修正が以下の通り合意された。

- **感情認識（5.1.dc条）**：現在では、職場や教育環境での禁止に限定され、医療上および安全上の理由（パイロットの疲労度の監視など）による免除が新設されている。EPの交渉ポジションには、法執行および国境管理における禁止が含まれていたが、これは明らかに撤回された。
- **リアルタイムの遠隔生体認証（5.1.d）**：ただし、16の特定犯罪（人身売買や殺人など）に関する法執行活動、特定犯罪の行方不明者の捜索、テロ攻撃の防止という3つの法執行例外を除く。これらの例外は、欧州委員会の第一次草案にもある程度含まれていたが、欧州委員会の交渉ポジションでは争点となっていた。現在の協定ではさらに、悪用を避けるための広範なセーフガード（司法当局または独立行政当局による事前承認など）が導入されている。
- **事後的な遠隔バイオメトリクス識別（5.1.dd条）**：ただし、国内法に基づいて厳格に必要であり、独立した機関による事前の承認が必要な場合はこの限りでない。欧州委員会は濫用の可能性を監視する。

最近議論された輸出禁止措置は、EUに拠点を置く企業の販売を禁止するものだった。海外では禁止されていたシステムを諦めた。

## 2.5 AI法における汎用AIの規制は？

現在入手可能な情報によると、AI法は今後、汎用AI（General Purpose AI、以下「GPAI」）にのみ焦点を当て、これまでEPの交渉姿勢においてファウンデーションモデルとみなされていたものも対象とするようだ。本稿では分かりやすくするため、この同等性を前提とし、GPAIのみに言及する。

### GPAIの定義

GPAIの定義は、大規模な生成AIモデルを明示的にカバーするものとし、そのため以下のように修正された：

『「汎用AIモデル」とは、大規模な自己監視を使用して大量のデータで訓練された場合を含め、モデルが市場にリリースされる方法に関係なく、重要な汎用性を示し、広範囲の明確なタスクを適切に実行することができ、様々な下流のシステムやアプリケーションに統合することができるAIモデルを意味する。』

### 最低条件

EPの交渉姿勢で提案された、すべてのGPAIに対する最低要件の設定について合意に達した。これらの基準には、技術文書、川下プロバイダーへの情報提供、透明性対策（電子透かしなど）、著作権規則の遵守などが含まれる。後者については、以下の著作権のセクションで詳しく説明する（セクション2.7参照）。すべてのGPAIに対する最低要件に関する最近の合意は、EPの交渉姿勢にある規制よりも緩いようである。例えば、以前の草案には、コンテンツの生成がEU法に違反せず、市民の基本的権利を尊重することを保証する規定が含まれていた（このことの潜在的な影響については2.8節を参照）。

### 新しい階層：システムック・リスクGPAI

重要な新展開は、いわゆる「システムックリスクGPAI」の要件が強化されたことである。モデルを「システムック・リスク」と分類するための閾値は、学習に使用される計算能力が  $10^{25}$  FLOPs<sup>2</sup> を超える場合に設定される。このしきい値には現在、OpenAIのGPT-4やおそらくGoogleのGeminiのような大規模な言語モデルのみが含まれている。現在の合意では、欧州委員会がこの基準値を最新技術に合わせたり、計算能力以外の基準（ユーザー数やモデルの自律性の度合いなど）を追加したりする可能性がすでに規定されている。

---

<sup>2</sup> コンピューティングにおいて、1秒あたりの浮動小数点演算数（FLOPS）は、コンピュータの性能を示す指標である。

## システミック・リスクGPAIの要件

システミック・リスクGPAIの新たな要件には以下が含まれる。

- **モデルの評価**：標準化されたプロトコルとツールに従ってモデル評価を行う。
- **リスク評価**：モデルの開発、市場投入、サービス開始、使用から生じる可能性のあるシステミックリスクを評価し、軽減する。
- **レッドチーム**：システミック・リスクを軽減するための敵対的テストの実施と文書化の必要性。
- **サイバーセキュリティ**：AIモデルとその物理的インフラストラクチャのために、適切なレベルのサイバーセキュリティを維持すること。
- **インシデントの報告**：重大インシデントを欧州委員会に直接報告する義務。
- **エネルギー消費**：プロバイダーは、モデルの既知または推定エネルギー消費量を追跡し、文書化し、報告することが求められる。

これらの要求事項の正確な輪郭はまだ確定していないとはいえ、EPの交渉ポジションで当初想定されていたGPAIの単一階層規制と比べると、大幅に強化されていることに留意すべきである。

欧州委員会は、EU域内で一般的に有効な実務規範を承認する権限を有する。システミック・リスクを伴うGPAIモデルの提供者は、統合的な基準が確立されるまでは、上記の義務への準拠を証明するために、これらの実務規範に依拠することができる。



## 2.6 AI法はオープンソースモデルにも適用可能か？

AI法におけるオープンソースAIモデルの扱いは、今回の合意で進化した。EPの交渉ポジションには、オープンソースモデルに対する適用除外がすでに含まれていた。しかし、この適用除外の範囲は限定的であり、その後、すべてのオープンソースの基礎モデル（現在はGPAI）が反対適用除外によって適用範囲に戻された。

オープンソースのAIシステムに関して新たに制定された規制は、特にGPAIに関してより拡大解釈されているようだ。「**システムミックリスクGPAI**」に分類されるオープンソースのGPAIシステムのみがAI法の対象となる（すなわち、閾値である $10^{25}$  FLOPsを超える）。これは小規模なGPAIを除外する可能性があり、これまでの交渉でこの要求が大きくなっていった。

## 2.7 著作権はAI法の対象か？

AI法に関する最新の合意には、GPAIモデルの提供者に対する著作権規定が含まれている。すでにEPの交渉姿勢に盛り込まれている規定は、「**トレーニング内容の要約**」である。プロバイダーは、AIモデルのトレーニングに使用したコンテンツの「**十分に詳細な**」要約を公開しなければならない。これは、使用されたトレーニングデータの透明性を高めることを意図している。しかし、すべてのトレーニングデータを記載する必要はない。その代わりに、リークされた情報は、要約には主要なカタログ（非公開または公開）と、使用されたデータに関する説明文が含まれるべきだとされている。このようなリストのテンプレートは、AI事務局によって公表される可能性があると言われている。

新たに著作権ポリシーの策定が義務付けられた。GPAIのプロバイダーは、EUの著作権法、特にテキストマイニングとデータマイニングに対する権利者の留保（Art. 4 Directive (EU) 2019/790に規定されている。このように、リークされた情報によると、テキストとデータマイニングに対するこの留保を、生成AI（これは部分的に議論的となっていた）に対しても明示的に認めている。このような著作権政策が、組織的（例えば、ライセンスガイドライン）および技術的要件（例えば、最先端のフィルター技術）を伴うものでなければならぬかが注目される。そのような技術的・組織的措置が必要になった場合、指令（EU）2019/790のような欧州著作権法、欧州司法裁判所の判例法、さらにはデジタルサービス法（「**DSA**」）のコンテンツモデレーション機構とどのように相互作用するかは未知数である。しかし、他の情報源（AI法とは関係ない）から、EU委員会は2024年にEUの著作権の枠組みを見直す予定であり、この評価もAI法との相互作用に関する疑問にとって非常に重要であることが判明した。このリークされた情報によれば、AI法は、GPAIモデルの提供者に対し、一定レベルの著作権問題の予防と対処を求める可能性がある。

## 2.8 AI法はコンテンツモデレーションを要求するか？ DSAとの関係は？

2.5 節と 2.7 節で示唆したように、最新の合意には、GPAI のプロバイダに対する一般的なコンテンツ・モデレーション（例えば、ヘイトスピーチを防止するため）の要件は含まれていない。従って、配備者は、すべての GPAI モデルにおけるコンテンツ・モデレーションに関する法定の最低枠組みに頼ることはできず、個々の GPAI モデルの方針に注目しなければならない。このことは、GPAIモデルの使用が特定の企業コミュニケーションポリシーに準拠する必要がある場合、または

内部または外部のユースケースに対する潜在的なリスクを評価する必要がある場合、導入者にとって重要である。

これまでのところ、リーク情報では、DSA第16条etc.に基づくホストプロバイダーやオンラインプラットフォームに対するコンテンツモデレーションに関する規制が、ジェネレーティブAIに適用されるかどうかも示されていない。DSAの第16条以降にあるホストプロバイダーやオンラインプラットフォームに対するコンテンツモデレーションに関する規制が、ジェネレーティブAIにも適用されるのかどうかについては、今のところ明らかにされていない。例えば、セーフガードのギャップに起因する侵害コンテンツが報告され（例えば、特定のプロンプトハッキングがヘイトスピーチを含む出力を生成した場合）、GPAIプロバイダーが一元的に修正することができる。このような報告は、そのようなギャップを見つけることを専門とする信頼できるフラグガーを介して行うこともできる。DSAのこれらの規則を拡張しなければ、その適用可能性は個々のGPAI（プラットフォーム）ごとにケースバイケースで評価する必要がある。

さらに、リークされた情報では、超大手のオンラインプラットフォームや超大手の検索エンジン（DSAのTier4、規制が厳しい）が、DSAの規制を受けるサービスにシステムやモデルを統合する場合、そのシステムやモデルもAI法のリスク管理の枠組みの対象となることが明らかにされている。DSAに基づく義務の履行が、AI法に基づく義務の履行にどの程度利用できるかは、最終的な条文で確認する必要がある。

## 2.9 AI法に違反した場合の罰則は？

AI法の罰則体系は、EPの交渉ポジションと比較して改定され、その結果、罰金が軽減された。現在の罰則は以下の通り。

- **禁止されたシステムおよびデータ要件への不適合**：全世界の年間売上高の7%または3,500万ユーロを上限とする。EPの交渉姿勢で以前提案されていた7%または4,000万ユーロから若干引き下げられる。
- **システムプロバイダーとモデルプロバイダーの義務**：全世界の年間売上高の3%または1,500万ユーロを上限とする。EPの交渉姿勢で提案されている罰則と同様。
- **正確な情報を提供しなかった場合**：企業の全世界における年間売上高の1.5%または750万ユーロを上限とする。これに対し、欧州委員会の交渉段階では500万ユーロ、欧州委員会の第一次草案では1,000万ユーロが提案されている。

上記の各違反カテゴリーについて、中小企業については低い方の金額、その他の企業については高い方の金額が閾値となる。

## 2.10 AI法はいつから適用されるか？

AI法の施行スケジュールは、法律発効後、さまざまな間隔でさまざまな条項が発効できるように構成されている。AI法の包括的な枠組みは、発効から**24ヵ月後に適用される**。しかし、特定の条項については異なるスケジュールが設定されている。

- **禁止されるシステム**：AI法施行から6ヶ月後。
- **GPAIの要件**：AI法発効から12ヶ月後。
- **高リスクシステムに対するいくつかの要件**：AI法発効後36ヶ月。

この時期のずれは、一部の企業、特に禁止される可能性のあるシステムを扱う企業が、早ければ2024年にもAI法への準拠を達成する必要があることを意味する。通常、社内のビジネス・プロセスを変更するにはかなりのリードタイムが必要であることを考えると、組織はAI法の要件への対応を速やかに開始することが不可欠である。



### 3 展望とタイムライン

はじめにの章で述べたように、AI法の立法手続きにおける次の段階では、さらに技術的な三者交渉が行われ、それに続いて弁護士・言語学者の作業が行われる。

#### もっと詳しく言えば

- 政治合意を最終的な法的文書に翻訳するためには、一連の技術交渉が必要となる。この交渉は2024年1月まで続く。遅くとも2024年1月末までには統合文書が完成するものと思われる。
- 暫定文書は、欧州議会のCOREPER（常設代表委員会）および域内市場委員会と自由権委員会で採択される必要があり、2024年1月下旬から2月上旬になる可能性がある。
- その後、数週間にわたって弁護士や言語学者によって修正された後、国会本会議で正式に採択され、閣僚レベルの理事会で採択される（いずれも2024年4月の予定）。
- EU官報に掲載されるのは2024年5月か6月で、AI法の発効はその20日後、つまり2024年第2四半期末になる可能性がある。セクション2.10に記載されている期間はその日から開始される。

我々は、AI法に関連する動向を引き続き注視していく。より多くの情報が入手可能になり次第、これらの変化を反映するために分析を更新する予定である。

AI法の最終テキストが入手可能になり次第、AI法の読みやすい最新版も発行する予定である。

## 4 コンタクト

ご質問やお問合せがございましたら下記までご連絡ください。貴社向けにカスタマイズしたミニトレーニングなども無償でご提供いたしますので、ご希望でしたらお知らせください。



*Oliver Belitz*

シニア・アソシエイト

フランクフルトオフィス  
+4969742226000  
[oliver.belitz@twobirds.com](mailto:oliver.belitz@twobirds.com)



*Dr. Simon Hembt*

シニア・アソシエイト

フランクフルトオフィス  
+4969742226000  
[simon.hembt@twobirds.com](mailto:simon.hembt@twobirds.com)



音琴涼子

日本グループ部長

香港オフィス  
+85222486126  
[Ryoko.nekoto@twobirds.com](mailto:Ryoko.nekoto@twobirds.com)

Bird & Birdは、ヨーロッパ最大級の知的財産権プラクティスを有し、国際的なリーチを誇ります。デジタル資産、権利、人工知能に関連する案件が増加しており、クロスボーダー紛争や取引に関する高額の案件を数多く手がけています。

リーガル500、2023年



Tier 1 for TMT in  
10 Jurisdictions

Legal 500 2023

Band 1 for  
Global Multi-  
jurisdictional  
TMT & IP

Chambers Global 2023

Leading Global  
Firm for Data,  
Telecoms & Media

Who's Who Legal 2023

Band 1 for  
Europe-wide  
Information  
Technology, IP,  
Telecoms & Data  
Protection

Chambers Europe 2023

[twobirds.com](https://twobirds.com)

Abu Dhabi ● Amsterdam ● Beijing ● Bratislava ● Brussels ● Budapest ● Casablanca ● Copenhagen ● Dubai ● Dublin  
● Dusseldorf ● Frankfurt ● The Hague ● Hamburg ● Helsinki ● Hong Kong ● London ● Luxembourg ● Lyon  
● Madrid ● Milan ● Munich ● Paris ● Prague ● Rome ● San Francisco ● Shanghai ● Shenzhen ● Singapore  
● Stockholm ● Sydney ● Warsaw

The information given in this document concerning technical legal or professional subject matter is for guidance only and does not constitute legal or professional advice. Always consult a suitably qualified lawyer on any specific legal problem or matter. Bird & Bird assumes no responsibility for such information contained in this document and disclaims all liability in respect of such information.

This document is confidential. Bird & Bird is, unless otherwise stated, the owner of copyright of this document and its contents. No part of this document may be published, distributed, extracted, re-utilised, or reproduced in any material form.

Bird & Bird is an international legal practice comprising Bird & Bird LLP and its affiliated and associated businesses.

Bird & Bird LLP is a limited liability partnership, registered in England and Wales with registered number OC340318 and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority (SRA) with SRA ID497264. Its registered office and principal place of business is at 12 New Fetter Lane, London EC4A 1JP. A list of members of Bird & Bird LLP and of any non-members who are designated as partners, and of their respective professional qualifications, is open to inspection at that address.